

○昭和三十七年建設省告示第千五号（宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者）

（昭和三十七年三月二十九日）

（建設省告示第千五号）

改正 昭和三七年六月六日建設省告示第一二九一号
平成一二年一二月二八日建設省告示第二五三六号
平成一七年四月一四日国土交通省告示第四五八号
令和五年五月二六日農林水産省、国土交通省告示第四号

宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- 三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

改正文（平成一二年一二月二八日建設省告示第二五三六号）抄
平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年四月一四日国土交通省告示第四五八号）抄
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(昭和三十七年建設省告示第千五号の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第一の規定の施行前に第一の規定による改正前の昭和三十七年建設省告示第千五号第四号に掲げる講習を修了した者については、同号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和五年五月二六日農林水産省、国土交通省告示第四号）抄
(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。